

# 令和5年度 敦賀チャレンジ企業応援補助金(敦賀市中小企業活性化支援事業) (キッチンカー購入等支援事業) 募 集 要 領

本事業は、敦賀商工会議所が敦賀市の委託を受け実施するものです。募集要領の内容をよくご確認の上、申請をお願いします。

## 1 目 的

敦賀市内の中小企業者が実施するキッチンカー・移動販売車等による販売促進、収益力強化、経営基盤の強化等に繋がる取組みを支援することで、市内経済の底上げを図るとともに、市内中小企業者の経営基盤強化につなげる。

## 2 補助対象者

①敦賀市内に本社事務所を有する中小企業者（※）。

（※）中小企業者：中小企業基本法第2条第1項に規定する者

②応募時点で、法人の場合は「法人及び法人の代表者」、個人事業主の場合は「代表者」の市税の滞納がないこと。

③キッチンカー等車両の購入・改造等、車両関連の設備導入を実施する者。

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 支援内容

### ○事業概要

キッチンカー等車両購入・改造等に必要な設備投資等に対して支援を行う。

### ○補助内容

- ・補助率 1 / 2
- ・補助上限額 1件あたり 100万円

### ○補助対象経費

キッチンカー等車両（※）購入・改造費（専ら事業の用に供する）、設備導入経費（機械装置・工具・器具備品、その他附帯する費用）、委託料（調査研究費、資料作成費）、広告宣伝費（販売促進費）、賃借料、謝金、旅費、その他事業実施に必要と認められる費用

（※）キッチンカー等車両：

- ①食品の調理を目的とした設備を備え、販売する車両又は車両に商品を積載、陳列するとともに場所を移動して商品を販売する車両をいう。
- ②移動販売車の場合、設備等は簡単に取り外しができないものであること。
- ③単なるデリバリー車両でないこと。

#### 4 補助対象経費に関する留意事項

補助対象となる経費は、次の①～③をすべて満たすものとなります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降に発生した経費（交付決定日以降に発注等を行った経費）、かつ補助事業終了日までに支払われた経費
- ③ 証拠資料によって金額が確認できる経費

(注) 下記に該当する経費は対象となりません

- ・ 交付決定前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・ 国、地方公共団体、独立行政法人等から補助を受けている事業経費
- ・ 金融機関などへの振込手数料
- ・ 消費税及び地方消費税等の租税公課
- ・ 汎用性があり、目的外での使用も可能となり得るもの（例：パソコン・プリンタ・文書作成ソフトウェア・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費
- ・ 旅費について、JR（電車）を利用する場合は、「グリーン車利用料」を除く。また、飛行機を利用する場合は、「ファーストクラス・ビジネスクラス利用料」を除く。
- ・ 上記の他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

#### 5 補助対象期間

交付決定日より最長で令和5年12月31日（日）迄

#### 6 事業の採択方法

- ・ 提出された申請書が要件を満たしているかについて、事務局で形式審査を行います。その後、審査会による書面審査 及び 対面審査を行い、採択案件を決定します。
- ・ 採択・不採択の結果は、各事業者へ書面でお知らせします。

#### 7 事業の評価基準について

以下の項目を基準に審査会にて評価を行いますので、ご確認下さい。

- ① 成果目標が明確にされ、売上・利益増が見込まれること。
- ② 市場性・優位性が見込まれること。
- ③ 実現可能性、実施体制が十分であること。
- ④ 成長性、持続性が見込まれること。
- ⑤ 地域経済への波及効果が見込まれること。

#### 8 募集スケジュール等

- 募集期間 令和5年7月3日（月）～令和5年7月31日（月）
- 審査会 令和5年8月中旬
- 交付決定 令和5年8月下旬

## 9 申請方法

- ・募集期間内に、交付申請書等必要書類を作成の上、敦賀商工会議所窓口まで持参して下さい。
- ・様式については、窓口・Eメール・ホームページ上で公表致します。
- ・一度提出された書類は、差替えや返却は原則致しません。

## 10 提出書類

- 事業計画書（様式第1号）※別紙1～4含む
- 購入設備の金額の根拠となるもの（見積書や金額が記載されたパンフレット等）
- 直近の貸借対照表及び損益計算書の写し【法人の場合】
- 直近の確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書〔1・2面〕）  
又は所得税青色申告決算書〔1～4面〕【個人の場合】
- その他、事務局が必要と判断した書類（開業届等の営業実態が確認できる書類）

## 11 実績報告書の提出

採択事業者は、補助事業終了後30日を経過する日、又は令和6年1月31日（水）の何れか早い日までに、実績報告書を提出する必要があります。

《お問い合わせ、申込先》

敦賀商工会議所 中小企業相談所

敦賀チャレンジ企業応援補助金事務局 高橋、川端 迄

〒914-0063 敦賀市神楽町2丁目1番4号

TEL：(0770)22-2611 FAX：(0770)24-1311

Eメール：tcci\_soudan@tsuruga.or.jp